

# 小児成人病予防健診の対象小児の保護者に対する 説明文書の策定

(分担研究：小児期からの成人病予防に関する総合研究)

日 比 逸 郎

予防医学においては訴えをもっていない対象に対して、善意に基ずくとはいえ、能動的介入を行うのであるから、対象となる者の人権を侵害することのないように、最善の措置を講ずる必要がある。さらに、そのうえに対象者の高率の参加・協力が不可欠なので、そのような見地から本研究班の所期の目的を達成できるような健診対象小児の保護者に対する説明文書を策定した。

## インフォームド・コンセント，説明文書

研究方法：医学界における臨床治験に際して広く認知されているインフォームド・コンセント（1，2）の兼ね備うるべき条件を検討した。殊に厚生省が策定した Good Clinical Practice（GCP：医薬品の臨床試験実施基準）（1）を参考にした。これらによると説明文書は、目的・計画・リスク・守秘義務・対象者が不審をもったとき誰に質問すべきか・参加を拒否しても不利を受けないことの保証などについての記述を必要とする。

結果：次の頁に示した説明文書が妥当であるとの結論に達した。

考察：本説明文書の前段において本研究の目的を明らかにした。健診項目のところで本研究の内

容を明らかにした。また、この項目のなかで採血・血圧測定に際しては医師が立ち会うことを明記したリスクのないことを明らかにした。守秘義務については、健診項目の調査表の提出を封印して提出すること、健診結果の通知の項で、これを封印して保護者にとどけることを明らかにしたのみならず、プライバシーの厳守という項目を設定した。参加を拒否しても不利を受けないことについては、健診辞退の自由という項を設定して明らかにした。内容についての不審を質問すべき相手については特に記述しなかったが、これは学校などの実施施設が介在するので、特定しなくても事前に学校関係など実施施設

---

国立小児病院・内分泌代謝科 (Division of Endocrinology & Metabolism, National Children's Hospital, Tokyo, Japan.)

設責任者とよく打ち合わせておくことで対処でき  
ると考えられるからである。

文献

- (1) 厚生省薬務局長通知(薬発第874号) :  
医薬品の臨床試験の実施に関する基準につ

いて、平成元年10月2日。

- (2) 福島雅典：問われるインフォームド・コンセ  
ント。モダンメディシン。1989年10月号。  
126頁。

### 小児成人病予防健診のお知らせ

かつて、おとなの病気と考えられていた糖尿病・高血圧・心筋こうそく・脳  
卒中などの成人病の研究が進歩して、これらの病気にかかりやすい人を子ども  
のうちにみつけ、食生活や運動などの乱れを正すことで、その発病を予防でき  
ることが明らかになってきました。さらに、近年の食生活やその他の生活習慣  
の急激な変化は、どちらかという、これらの成人病がおこりやすい方向にむ  
かっており、糖尿病や高血圧症などは、子どものうちに発病するばあすらあ  
ります。次代を担う子どもたちの将来を考え、この健診に十分のご理解をいた  
だくとともに、みなさまの大切なお子さまの健康のためにぜひ健診をうけられ  
ますようお願い申し上げます。なお、この健診の結果は、お子さまの将来の成  
人病予防の参考となるだけでなく、この地区の子どもたちの将来の健康にも大  
いに役立つものになります。

#### 1. 健診項目

- (1) 身長・体重測定(肥満度の算出)
- (2) 血圧測定
- (3) 採血検査(貧血・高脂血症・肝機能異常・糖尿病の有無)
- (4) 尿検査(糖尿病・腎臓病の有無)
- (5) 調査表の提出(両親やその他の血縁者の成人病の有無が判定にとて  
も役に立ちます)

#1 : (2), (3)は医師が立ち会います。

#2 : (5)の調査表は封印をして提出してください。開封せずにそのまま専  
門医による委員会に渡します。

2. 健診結果の通知

お子さまの健診結果は、専門医による委員会で慎重に検討したものを、封印した上で [ ] # をとおして保護者にお渡します。

3. プライバシーの厳守

健診結果は調査表とともに、すべて専門医による委員会以外のだれにも漏れることのないように万全の対応をいたします。

4. 健診結果の通知後の問題

[ ] # で保健指導（たとえば食生活の改善指導・運動指導・生活指導など）を受けたほうがよい、といった問題点が認められたばあいには、そのむねを通知書に記入しますので、指導を受けたいという希望があれば [ ] # に申し出て下さい。専門医の精密健診を受けておいたほうがよいと考えられる程度の異常があれば、そのむねと専門医の氏名・住所・電話番号を通知書に記入しますので、直接に専門医を受診してください。

5. 健診辞退の自由

お子さまの将来のためにぜひ健診をうけられるようお勧めしますが、かりにこれを辞退されても、そのことによってお子さまが不利益をうけられることはありません。

.....切...り...取...り.....

[ ] # # 殿

小児成人病予防健診を (1) 受けます (2) 見合わせます  
(どちらかに○をつけてください)

児童名 ( 年 組 番)  
保護者名 印

.....

[ ] # は、健診実施施設、たとえば [ ] 小学校

[ ] # # は、その責任者、たとえば [ ] 小学校長



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



予防医学においては訴えをもっていない対象に対して、善意に基ずくとはいえ、能動的介入を行うのであるから、対象となる者の人権を侵害することのないように、最善の措置を講ずる必要がある。さらに、そのうえに対象者の高率の参加・協力が不可欠なので、そのような見地から本研究班の所期の目的を達成できるような健診対象小児の保護者に対する説明文書を策定した。